

空気調和機器更新工事

◎ 更 新 工 事 ①

◎ 更新工事①（告示日後）

◎ 更 新 工 事 ②

補助制度と手続きの「手引き」

（独）空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部では大阪国際空港の周辺地域において、国が定めた航空機騒音の著しい地域（第一種区域）内に建っている住宅とその住人の方々に対して、区域指定日等に依じて、騒音障害を軽減するための防音工事やエアコン等空調機設置などの費用、設置したエアコン等空調機器の故障等に伴う更新費用の補助を行っております。

この手引きは、更新工事の補助制度にかかる、平成22年4月に改正となった制度内容をお知らせし、補助金の交付手続きを説明したものですので、内容をお読みになり、ご理解くださるようお願いいたします。

なお、ご不明の点がございましたら、以下の問い合わせ先にお尋ね下さい。

【 問 い 合 わ せ 先 】

（独）空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部 事業部 民家防音課

〒563-0034 大阪府池田市空港2丁目2番5号（空港施設大阪総合ビル内）

☎ 06-6843-1623 FAX 06-6843-1401

目次

	頁
【1】 更新工事補助制度の要点について	1
【2】 住宅騒音防止補助制度とは	2
(ア) 住宅騒音防止工事補助制度の対象住宅	
(イ) 住宅騒音防止工事の種類	
【3】 更新工事費用補助の条件と制限について	4
(ア) 補助の条件	
(イ) 補助の制限	
【4】 新しく設置する機器の選び方について	5
(ア) エアコン選びの条件	
(イ) 換気扇選びの条件	
(ウ) 工事について	
(エ) 補助の対象とならない工事	
【5】 更新工事費用の補助額について	7
(ア) 補助の負担割合	
(イ) 基準額及び付帯工事額	
(ウ) 住民負担額の補助制度について	
(エ) 住民負担額の助成制度について	
【6】 更新工事費用の補助の手続について	8
【7】 補助を受けて設置した空調機器の管理について	10
(ア) 空調機器の所有、管理責任、権利について	
(イ) 転居や住宅建替時の権利について	
(ウ) 空調機器が故障した場合の修理費用について	
(エ) 補助を受けた空調機器の目的外の使用禁止について	
【8】 各窓口所在地及び連絡先	11

【1】 更新工事補助制度の要点について

※「手引き」の中で、基本的な部分や特に重要な部分を抜き出しています。

◎この制度は、住宅騒音防止工事で設置した空調機器を皆様が新しい空調機器に取り替える際、事前に助成を申込むことにより、更新工事にかかった費用の一部を国等が補助する制度です。

あくまで、皆様が取り替える空調機器ですので、設置後の維持管理は居住者（賃貸住宅の場合は借家人と家主）で行っていただくことになります。

1. 補助の対象となる機器は、住宅騒音防止工事で設置後、「10年以上経過」し、「所要の機能が低下した」空調機器です。

※【3】（ア）（4頁）をお読みください。

2. 申込者は、空調機器の「所要の機能が低下していること」について、「空調機故障状況報告」で故障状況を確認し、報告していただく必要があります。（申込書裏面に記入欄があります。）

※【3】（ア）（4頁）をお読みください。

3. 補助の対象となる室数は、居住人数によって制限されます。

※工事対象室数は「居住人数+1室」までです。

※エアコン更新台数は「居住人数」と同じ台数までです。

ただし、防音工事を行った室数及び空調機器設置台数が上限となります。

※【3】（イ）（4頁）をお読みください。

4. エアコンのみの取り替えは可能ですが、換気扇類のみの取り替えはできません。

※【3】（イ）（4頁）をお読みください。

5. 賃貸住宅の場合は、「更新工事助成申込書」に家主と借家人双方の署名・捺印が必要です。

※【6】1（8頁）をお読みください。

6. 補助を受けて設置したエアコンの所有権、管理責任、権利等は申込者にあります。賃貸住宅の場合は、申込者が家主、借家人どちらの場合でも、家主と借家人の間で協議して決めてもらい、その「確約書」を提出していただきます。

※【7】（ア）（10頁）をお読みください。

7. 賃貸住宅の場合、補助を受けて設置したエアコンは、借家人が転出する際に、持ち出すことはできません。
※【7】(イ)(10頁)をお読みください。
8. 「生活保護世帯」「支援給付受給世帯」の場合、又、お住まいの市によって、住民負担額の助成制度があります。
更新工事の申込の際に受付窓口でご相談ください。
※支援給付とは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づく支援給付をいいます。
※【5】(ウ)(8頁)をお読みください。
9. 空調機器更新工事費用の補助を受けるにあたり、提出していただく書類が数多くあり、申込者の皆様にはお手数をおかけしますが、国土交通省の規則に沿って事業を進めるため必要なものですので、作成・提出にご協力をお願いします。
※【6】(8～9頁)をお読みください。

【2】 住宅騒音防止工事補助制度とは

国が定めた航空機騒音が著しい地域（第1種区域）内に建っている住宅の持ち主や、その住宅にお住まいの方が騒音障害を軽減するための工事を行う場合に、その工事費用の一部を補助する制度です。

(ア) 住宅騒音防止工事補助制度の対象住宅

◎住宅騒音防止工事は、第1種区域内に昭和57年3月30日以前に建てられた住宅が対象となります。

大阪空港周辺では、昭和49年から昭和57年の間で、4度にわたり国によって区域拡張指定の告示がなされました。その後、低騒音航空機の導入等により平成10年と平成21年に対象区域の一部を解除するに至りました。

そのため、第1種区域が最大となった区域指定告示日（昭和57年3月30日）以前に建てられた住宅が補助制度の対象となります。

(イ) 住宅騒音防止工事の種類

○防音措置を施すための工事

区域指定が徐々に拡大されたことから、住宅の所在地と建てられた日によって次の二つに区分されます。

〔防音工事〕

下表①から④のそれぞれの区域内にそれぞれの区域指定告示日以前に建てられた住宅が対象。

〔告示日後防音工事〕

下表①から③のそれぞれの区域内にそれぞれの区域指定告示日の翌日から昭和57年3月30日の区域指定告示日以前に建てられた住宅が対象。

<第1種区域指定告示日と「防音工事」、「告示日後防音工事」の関係>

住宅の所在する区域の指定告示日		◎住宅の建築年月日				対象外
		S49.3.28告示	S52.4.2告示	S54.7.10告示	S57.3.30告示	
◎告示日	①昭和49年3月28日	防音工事	告示日後防音工事			対象外
	②昭和52年4月2日	防音工事	告示日後防音工事			
	③昭和54年7月10日	防音工事		告示日後防音工事		
	④昭和57年3月30日	防音工事				

※この手引きは、「更新工事の費用の補助」を受ける方のために作成しています。
「防音工事」「告示日後防音工事」について詳しく知りたい方は、別途お問い合わせください。

○空調機器を新しく取り替える工事

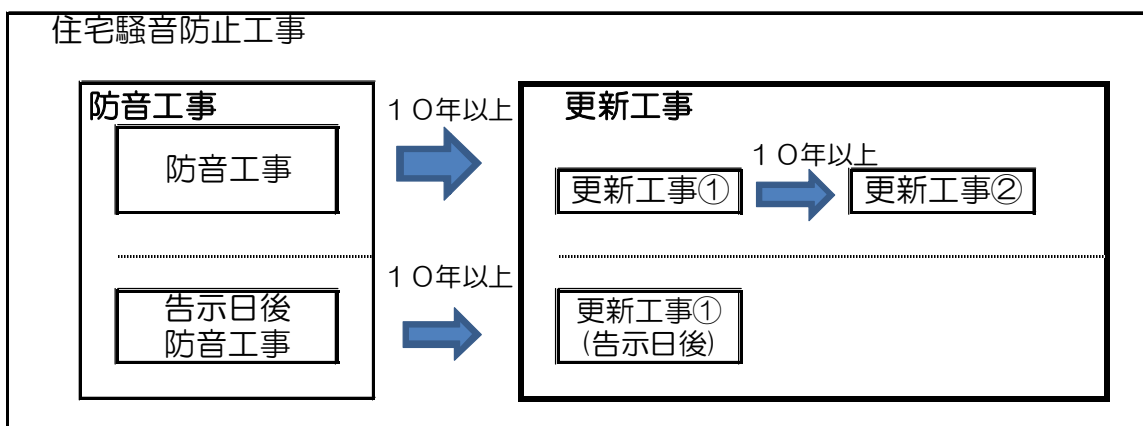
次の二つに区分されます。

〔更新工事①〕

防音工事で設置した空調機器を新しく取り替える工事

〔更新工事②〕

更新工事①で設置した空調機器を新しく取り替える工事



※「更新工事」の補助を受けるためには、国の定めた条件を満たす必要があります。
詳しくは、【3】以下に記載しています。

【3】 更新工事費用補助の条件と制限について

(ア) 補助の条件

I 【更新工事①】

防音工事で設置された空調機器で、設置後機構が実施した完了検査日から起算して10年以上経過し、所要の機能が失われていること。

II 【更新工事①（告示日後）】

告示日後防音工事で設置された空調機器で、設置後機構が実施した完了検査日から起算して10年以上経過し、所要の機能が失われていること。

III 【更新工事②】

更新工事①で設置された空調機器で、設置後機構が実施した完了検査日から起算して10年以上経過し、所要の機能が失われていること。

※次の場合も、更新工事の補助の対象になります。

(前回の工事から10年以上経過していることは必要。)

- ① 防音工事や更新工事の実施後、機能が失われたため撤去してしまったり、あるいは自己の負担で取り替えた機器を取り替える場合。
- ② 防音工事の際、代用機として使用していた既存の機器を取り替える場合。
- ③ 防音工事施工後に老朽化等の理由で建替を行った住宅についても、国の定めた条件を満たしていれば、補助が受けられます。(建替住宅については、条件が細かく規定されているので、対象かどうかは機構にお尋ねください。)

※「所要の機能が失われていること」については、申込者の皆様に故障状況を確認していただき、「空調機故障状況報告」を提出していただく必要があります。

(イ) 補助の制限

I 居住人数による制限

居住人数によって、室数等に制限があります。

防音工事を行った室数・台数以内で居住人数に応じた室数に設置されている機器が対象。

居住人数	1人	2人	3人	4人以上
工事対象室	2室まで	3室まで	4室まで	5室まで
換気扇更新台数	2台まで	3台まで	4台まで	5台まで
IPY更新台数	1台まで	2台まで	3台まで	4台まで

防音工事を行った室数・空調機器を上限に、居住人数に応じて空調機器を取り替えできる室数が制限されます。なお、エアコンについては、居住人数の台数までとなります。

II その他の制限

- ① 空調機器の取替工事は、防音工事を行った居室以外へはできません。
- ② エアコンのみの取替は可能ですが、換気扇類のみの取替はできません。
- ③ 対象は、住居として使用している部屋に設置してあるエアコンですので、空き家や賃貸住宅の空き室、事務所、店舗等には設置できません。
- ④ 住居であっても、専用調理室（台所）、区画された玄関、浴室等、居室でない場所への設置はできません。

【4】 新しく設置する機器の選び方について

更新工事の対象となる空調機器は、エアコンと換気扇類です。一度の申込でエアコン、換気扇共更新ができます。

エアコンのみの更新は可能ですが、換気扇のみの更新はできません。
(換気扇単独での申込はしないでください。)

(ア) エアコン選びの条件

○セパレート型空気熱源ヒートポンプ式エアコンの1対1方式

(汎用の室内機壁掛型・冷暖房ルームエアコン・新品)

2010年省エネ基準達成(100%以上)の機種。

○補助ができるエアコンの冷房能力は、建物の構造、部屋の面積により、下表のとおり区分されています。

部屋の広さの目安		適用空調面積		機器能力	
木造	RC造	木造	RC造	冷房	暖房
4.5畳程度	8.0畳程度	8.90㎡まで	13.33㎡まで	2.2KW	2.2KW
6.0畳程度	9.5畳程度	12.17㎡まで	16.29㎡まで	2.5KW	2.5KW
8.0畳程度	11.5畳程度	15.16㎡まで	19.22㎡まで	2.8KW	3.2KW
10.0畳程度	13.5畳程度	18.42㎡まで	23.11㎡まで	3.6KW	4.2KW

(暖房能力は参考値)

○申込者の希望により、補助できる冷房能力より大きい能力のエアコンを設置することはできますが補助金は本来補助ができる能力に基づいて算定します。

また、補助できる冷房能力より小さい能力のエアコンを設置することもできます。その場合は実際設置した機器の冷房能力に基づき補助金を算定します。ただし、能力の下限は2.2KWとします。

(イ) 換気扇選びの条件

○居室の換気扇

給排気量 ・ 25㎡/h以上 騒音値 ・ 45db以下 単相100V

換気扇の設置形状は、基本的に既設機器と同型形状で更新する(壁置型は壁掛型に相当するものとします)ことを基本としますが、著しく工事範囲が大きくなる場合には、もっとも施工が容易になると思われる形状(埋込型を壁掛型に、天井型を壁掛型に、等)で更新してください。埋込型で設置した場合でも、補助金は壁掛型の基準額で算定されます。

既設機器の型式が熱交換型の場合には、強制給排気型に変更し更新を行ってください。熱交換型を設置した場合でも、補助金は強制給排気型の基準額で算定されます。

○台所レンジ用換気扇

形状 ・ 浅型、深型、プロペラ扇 排気量 ・ 550㎡/h以上

2段切替、手動、単相100V

(ウ) 工事の補助金算定について

更新工事は既設空調機器を撤去し同じ場所に新しい空調機器の設置を行う工事です。本制度では、国が更新に係る標準的な工事（標準工事）と標準以外の工事（付帯工事）の内容、及びそれらに要する工事金額を定めて、補助金算定の基準としています。

標準工事

- I エアコン更新にかかる標準工事は以下の内容です。これらの工事は、家電量販店等が行う一般的な工事と同等の内容となっています。
 - ・既設エアコンと冷媒配管の撤去、処分等（リサイクル料含む）
 - ・新しいエアコン本体及び冷媒配管等付属材料
 - ・室内機設置、冷媒配管工事（長さは4m以下）
 - ・室外機設置（地面、ベランダ等の床及び木造建物の外壁に壁掛設置するもの）
- II 居室の換気扇更新にかかる標準工事は以下の内容です。
 - ・既設換気扇、ウェザーカバーの撤去、処分等
 - ・新しい換気扇（強制給排気式壁掛け型）本体及び付属材料
 - ・換気扇設置、ウェザーカバーの設置
- III レンジ用換気扇更新にかかる標準工事は以下の内容です。
 - ・既設レンジ用換気扇、ウェザーカバーの撤去、処分等
 - ・新しいレンジ用換気扇本体及び付属材料
 - ・レンジ用換気扇設置、ウェザーカバーの設置

付帯工事

- I エアコン更新にかかる標準工事以外の工事は以下の内容です。
 - ・冷媒配管は4mを超える場合。
 - ・室外機の設置形式が屋根置き、天吊り、2段置き、RC造壁掛け型のいずれかの場合。
 - ・室外機の設置、冷媒配管工事において仮設足場または高所作業車を使用した場合。
 - ・既設マルチ型エアコンであった場合で、更新に際し電源回路を増設した場合。

特殊な更新事例

更新工事では、撤去後同じ場所に設置することが基本ですが、次のような事例も認めています。

- I 同一住宅内の防音工事室であればエアコンの設置室を変更できます。
この場合エアコンの冷房能力は、元の設置室と変更後の設置室のいずれか小さい方の室面積を基に決定します。
- II 騒音防止工事実施後、リフォーム等を行いエアコン設置室の間取り変更を行った場合でも継続して更新工事の補助を受けることができます。
この場合エアコンの冷房能力は、元の室面積と間取り変更後の室面積のいずれか小さい方の室面積を基に決定します。

(工) 補助の対象とならない工事

補助の対象とならない工事にかかる費用は全額ご本人で負担していただきます。

補助の対象とならない工事の例

- ・冷媒配管の化粧カバー設置工事
 - ・スリーブ穴開口工事
 - ・空調機器撤去跡の壁、天井等の補修工事
 - ・防音工事室以外への空調機器設置工事
 - ・空調機器の撤去のみを行う工事
 - ・サッシや玄関チャイム等の空調機器以外の更新工事
 - ・申込者が更新工事に要した通信費、事務費、交通費等の経費
- ※ご不明な点は工事前にあらかじめお問い合わせ下さい。

【5】 更新工事費用の補助額について

更新工事の補助額は、更新工事に要した額から国及び地方公共団体が定める方法により算出した額となります。

補助の割合は、更新工事①・更新工事①（告示日後）・更新工事②ごとに異なります。また、エアコンと換気扇でも割合が異なります。

基準額までは一定の割合で補助されますが、基準額を超える工事額になると基準額を超える金額については、補助の対象となりません。

(ア) 補助の負担割合

標準工事における更新工事の国及び地方公共団体からの補助の割合は次のとおりです。

○エアコン更新標準工事における補助割合

更新区分	基準額を超える場合	基準額以下の場合
更新工事①	基準額の70%	工事額の70%
更新工事①（告示日後）	基準額の65%	工事額の65%
更新工事②	基準額の65%	工事額の65%

○換気設備更新標準工事における補助割合

更新区分	基準額を超える場合	基準額以下の場合
更新工事全て	基準額の50%	工事額の50%

※基準額は毎年国が別途設定します。

(イ) 基準額及び付帯工事額

標準工事に要する国が定める工事金額を「基準額」、付帯工事に要する国が定める工事金額を「付帯工事額」と呼びます。

これらの額を基に、補助率を乗じて補助金額の算定にあたります。

基準額、付帯工事額を超える工事額については、補助の対象となりません。

(ウ) 住民負担額の補助制度について

I 生活保護世帯の場合

国と地方公共団体が住民負担額を補助します。(生活保護受給証明書の提出が必要)
申請者の都合で行う補助対象以外の工事や、機種のグレードアップなど基準額を超えた場合には、申込者の負担となります。(Ⅱも同様)

Ⅱ 支援給付受給世帯の場合

国と地方公共団体が住民負担額を補助します。(本人確認証の写し、又は受給者であることを証明する公的書類の提出が必要)

※支援給付とは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づく支援給付をいう。

(エ) 住民負担額の助成制度について

各市が独自で、一部、住民負担額を助成する制度があります。

更新工事申込の際に市(区)の窓口でご確認ください。

【6】 更新工事費用の補助の手続について

1. 更新工事費用補助の申込

更新工事の費用補助を希望される方は、設置工事をする前に更新工事の費用補助申込をし、機構の審査を受けなければなりません。

申込は、建物所在地の市(区)の窓口及び空港周辺整備機構で受け付けます。

※申込書は裏表もれなく記入してください。

- ・ 申込にかかる確約事項(表面左下)
- ・ 更新しようとする機器の設置箇所が記載された「間取図」(表面右)
- ・ 空調機器故障状況報告(裏面右)
- ・ 借家の場合は、家屋所有者・居住者双方の署名捺印が必要です。(裏面左)

※生活保護世帯・支援給付受給世帯の方が申込をされる場合は、受給していることがわかる公的証明書等が必要です。

2. **審査結果通知**

機構は更新しようとする機器が補助の対象となるか、内容の審査を行い、審査結果通知書を申込者へ郵送します。

※この審査結果通知で認定されれば、空調機器の更新工事を行うことができます。

3. **更新工事の実施**

更新工事は、申込者ご自身が自由に選定した電気店等と直接購入・設置工事の契約を行っていただきます。申込者は、契約に基づき工事が実施され、完了したことをご自身で確認してください。代金の支払いもご自身でお済ませください。

契約について、機構は一切関与いたしません。

※生活保護世帯や援給付受給世帯につきましては、上記の方法とは異なりますので、更新工事の詳しい実施方法は直接機構へお問い合わせください。

4. **補助金交付申請**

申込者は、工事完了後に補助金交付申請を行います。その際に必要な申請書類等は、審査結果通知に同封して郵送しますので、記載方法等を参考に作成し、機構に郵送いただくか市(区)の窓口へ提出してください。

補助金の交付申請に必要な書類は下記のとおりです。

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 世帯全員の住民票（3ヶ月以内に発行されたもの）
- ・ 撤去及び設置箇所を記載した間取図
- ・ 工事前後の写真 ・ 機器保証書（写） ・ リサイクル券（写）
- ・ 領収書

}	〔	領収書の金額が代金の一部（代金の2割以上の支払いが必要）の場合は、代金の全額がわかる請求書等。ローン契約書の写しも可。	〕
	〔	申請の空調機器が複数台ある場合や、エアコン設置工事に際して別に定める付帯工事がある方。	
- ・ 工事の内訳書
- ・ 工事完了届

5. **交付決定及び確定**

機構は、補助金交付申請の内容を審査し、補助金の交付を決定するとともに額を確定し、申請者に補助金交付決定及び確定通知書を郵送します。

6. **補助金の請求**

申込者は、補助金交付決定及び確定通知書を受け取ったら、補助金請求及び振込依頼書を作成し、機構に郵送もしくは持参し提出してください。その際、指定する口座の通帳またはキャッシュカードのコピー（口座番号・名義等が確認できるもの）も併せて提出してください。

この書類を提出していただくことで、補助金交付に必要な全ての手続きが終了し、補助金が振り込まれますので、できるだけ早急に提出してください。

7. **補助金の交付時期及び支払い**

機構は、補助金交付決定後に国・地方公共団体あてに補助金交付請求を行い、それぞれの入金を待って申込者が指定する口座へ振り込みます。

【7】 補助を受けて設置した空調機器の管理について

(ア) 空調機器の所有、管理責任、権利について

更新工事費用補助制度は、あくまで空調機器の取替費用の補助です。

従って、申込者の責任において購入設置された空調機器ですので、(補助を受けずに、普通に電気店等で空調機器を購入した場合と同様に)空調機器の所有権、管理責任は申請者または家屋所有者にあります。

ただし、賃貸住宅の場合は、申込者が家主、借家人どちらの場合も、機器の所有権、管理責任、権利義務等について、家主と借家人の間で協議して決めてもらい、その「確約書」を提出していただいています。

(イ) 転居や住宅建替時の権利について

更新工事で助成を受け設置した空調機器は、当該住宅の付属物となりますので、賃貸住宅の場合、借家人が転出される時には、撤去せずにそのまま家屋所有者に引き渡してください。

自己所有者が家を売却するなどして転出される場合も同様です。

住宅を建て替えた場合でも、「老朽化」や「公共事業」など、やむを得ない理由があり、建て替え前後で継続して居住しているなどの条件を満たしていれば、空調機器を取り替える権利は継続します。(国において条件が定められていますので、詳しくは空港周辺整備機構にお尋ねください。)

(ウ) 空調機器が故障した場合の修理費用について

更新工事で設置した空調機器の修理は、(ア)に記載しているように、所有権や管理責任は申込者にあります(賃貸住宅の場合は家主と借家人の協議によります。)ので、空調機器の修理費用は、通常の購入と同様、自己負担となります。

修理の依頼は、工事業者、最寄りの電気店、メーカーサービスセンターに直接依頼して下さい。

(エ) 補助を受けた空調機器の目的外の使用禁止について

更新工事で設置した空調機器は、譲渡、交換、貸付、担保等目的外に使用することはできません。

【8】 各窓口所在地及び連絡先

窓 口 名	住 所	電 話 番 号	内 容
大阪市役所 環境規制担当	大阪市住之江区南港北 1-14-16 WTC36階	(06) 6615-7941	問 合
淀川区役所 保健福祉センター	大阪市淀川区十三東2-3-3	(06) 6308-9882	受申 付請
池田市役所 空港・総務課	池田市城南1-1-1	(072) 754-6260	問 い 合 わ せ ・ 申 請 受 付
豊中市役所 空港室	豊中市中桜塚3-1-1	(06) 6858-2111	
伊丹市役所 空港室 空港政策課	伊丹市千僧1-1	(072) 784-8057	
川西市役所 市街地・空港周辺整備課	川西市中央町12-1	(072) 740-1213	

「手引き」についての問い合わせ先

(独) 空港周辺整備機構 民家防音課	〒 563-0034 池田市空港2-2-5 空港施設大阪綜合ビル内	(06) 6843-1623
-----------------------	--------------------------------------	-------------------